毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分

佐伯印刷株 (定価 三万八千八百八十円)

県

編集

## 九 第二八一〇 成二 月 + 八 号 日 年 ( 金 曜 日 ) 3 2 特定事業場の所在地及び名称 設置される特定施設の種類 宇佐市大字山本二千二百三十一番地 三和酒類株式会社 代表取締役 和 田 久 継

設

力	類
六kL/時	ろ過施設
	(スニ

アンレス製

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号二

ろ過施

事 用 開 完 始 成 予 予 定 定 年 年 月 月

時 間 間

隔

連続

日

許可後

H

許可

後

使

用

使

工

工

事

着

手

予

定

年

月

日

許可

後

能

種

季 ŋ 0) 使 用 時 間 一時間

日

当

た

節 的 変 動

使

用

0

監査の結果に関する公表…………………

告

公

表

道路区域の変更……………

区画漁業 (真珠養殖業)

の免許

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請…………………………………

示

目

次

0) 量 単 位 通 常 0)

通 常 兀 0) 値 値 最 最 大 大

四

0)

値

九〇〇 七00 000 七五〇

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する

平成二十八年九月二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

浮

遊

物

質

の状汚等汚 値態染の水

化

学

的

酸

素

要

求

生.

水

素

イ

オ

ン

濃

度

五.

四

0)

値

項

目

単

位

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

1

申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

宇佐市大字山本二千二百三十一番地

三和酒類株式会社

申請の概要

次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、

大分県告示第四百七十三号

〇 告

示

汚

水

等

0)

日

当

た

ŋ

m³

日

物化学的酸素要求量 量 量 量 量 mg mg mg mg mg l l l l l <u>F</u>i. 以下 以下 六〇 以下 以下

平成二十八年九月二日

大分県報 (告示)

ŋ

h

含

有

窒

素

含

有

大分県報 (告示)

付けを	漁業法	大分県			2		1	二事	その	27.5		,	の状値態			.,	, 1				排	5		4
付けをもって次のとおり定置漁業を免許したので公示する。	法(昭和二十四年法律第二百六十七号)	大分県告示第四百七十四号	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所	縦覧場所	平成二十八年九月二日から同月二十三日まで	縦覧期間	事前評価に関する書面の縦	他参考となるべい	物 質 含 有 量 ノルマルヘキサン抽出	大 腸 菌 群 数	り ん 含 有 量	含有	浮遊物質量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	プロ の 計 と フ	当たりの非出水量	水 口	排出水の量及び汚染状態の値	設置される特定施設から排出される汚水は、	汚水等の処理の方法
業を免許	二百六十			全課及び		ら同月二		覧期間及	き事項	mg ℓ	個 / cm³	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ		単位	m³ / 日	単位	名	の 値	排出され	
したので公示する。	-七号)第十条の規定により、			宇佐市役所		十三日まで		の縦覧期間及び縦覧場所	公共用水域への排	一以下	三、〇〇〇以下	0	0	11.0	1.0		五・八~八・六	通常の値	三五〇	通常の値	No. 1		<b>;る汚水は、全て公共下水道へ放流する。</b>	
1	、平成二十七年六月一日		~~~~						出は冷却水のみ	七・〇	三、〇〇〇以下	<u>-</u>	-· 0	11.0	11.0	I	五・八~八・六	最大の値	1,000	最大の値	TW I		へ放流する。	
	平成二十八年	いて一般の縦覧に供する。	その関係図面は、	区域を変更する。	道路法(昭和1	大分県告示第四百七十六号			十七号十八百九		公示番号の際の		平成二十八年	付けをもって次の	、				定第五号			魚湯計画の祭の		平成二十八年
	年九月二日	に供する。	は、平成二十八年		(昭和二十七年法律第百八十号)	日七十六号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		十七号十八百九		免許番号		年九月二日	のとおり区画漁業	二十四年法律第二三百七十五号	}			定第五号		免許番号			年九月二日
大分県知事			平成二十八年九月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置						上甲 利則 四三八番地の一	津久見市大字長目一	氏名又は名称		大分県知事	付けをもって次のとおり区画漁業(真珠養殖業)を免許したので公示する。	白六十七号)第十条の#		水本 裕貴	浦三五九六番地一八 佐伯市蒲江大字蒲江	後藤 光明	浦三五○四番地五 佐伯市蒲江大字蒲江	氏名又は名称	魚業権者の主听及び	大分県知事	
広瀬			<b>万県土木建築部</b> 湾		第十八条第一項の規定により、		······································	のとおり。	示第三百三号	五月二十四日平成二十八年	免許の内容		広瀬	したので公示する	<b>观定により、平成</b>	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		おり。 示第百三号の	付け大分県告二月二十七日	平成二十七年	免許の内容		広瀬	
勝			<b>退路保全</b> 理		次のように道路		<		同上		は制 条限 件又	Į	勝	<b>3</b>	平成二十八年九月一	ζ			同上		は行条件	制限又	勝	
貞			味に備え置		りに道路の				同上		存続期間		貞	·	中九 月 一 日				同上		存続期間		貞	

I項	(2) 注意事項					表第597号	監査委員公表第597号
)著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの	<ul><li>④ 著しく約</li></ul>						
③事務処理等が著しく適正を欠くもの	③事務処理				査 公 表	○監	
放意又は重大な過失が認められるもの	②故意又は						
)違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの	①違法又は				7		
められるもので、概ね次に該当するもの	められるも		八番三ま	ĺ.	ご。宇佐市安心院町筌ノ口字トブ		県道鳥越湯布院線
是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認	是正又は		一四番二から		宇佐市安心院町筌ノ口字		
項	(1) 指摘事項		7	四が力番二まで	字佐计院内町 房口字房口		
指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。	なお、指摘事項	八 九 二	(i)   平二八・	日しまこと	さは方記り丁貳日2貳日ら		
する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。	する事務が概ね通		-	原四六五番一	宇佐市院内町原口字上ノ原四六五番一地先か		
その他の15機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関	その他の15機関						一般国道三八七号
において、2件の指摘事項及び15件の注意事項があった。	において、2件の		土地労ま	原四プ 王番	で「一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一		
監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり11機関	監査を実施した		一から	原四一〇番三	ご 〒〒完引丁亰コヱ ニー亰コ 〒11季二也モギ宇佐市院内町原口字下ノ原四一○番三から		
	第2 監査の結果						
を実施した。	軐	供用開始年月日		始区間	供用開始	及び路線名	道路の種類及び
確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効	確性、合規性はも	勝貞	瀬	大分県知事 広	大分		
財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正	財務に関する事				日	平成二十八年九月二日	平成二
	3 監査の主眼				0	て一般の縦覧に供する。	いて一般の
監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。	なお、監査対象	保全課に備え置	木建築部道路	週間大分県土	平成二十八年九月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置		その関係図面は、
平成28年4月12日から7月8日までの期間において実施した。	ついて、平成28年					する。	供用を開始する。
知事部局の24地方機関(振興局、県税事務所及び土木事務所)、企業局及び病院局に	知事部局の24地	次のように道路の		条第二項の担	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	昭和二十七年	道路法(日
	2 監査の実施				号	大分県告示第四百七十七号	大分県告示
平成27年度における財務に関する事務の執行	平成27年度にま		~~~~~	~~~~~		<b>\</b>	
	1 監査の対象					一六番三まで	
	第1 監査の概要	五五	- - - - - 九 - 九 - 九	後	宇佐市安心院町筌ノ口字トブ一三〇	宇佐市安心	
大分県監査委員 尾 島 保 彦			二 - - 七		院町筌ノ口字中一一一匹	番二から   電上がら	7 厚 着
大分県監査委員 濱 田 洋							
大分県監査委員 栁 井 貞 美			\( \frac{ \}{\pi} \) ₹1		六番二まで「一番二まで」「一番一まで)」を使用を心防町塗り口字下で一三〇		まで自己を入します
大分県監査委員 首 藤 博 文		三 五 三 三	一七・七	前		番三から	
Н	平成28年9月2日	メートル	メートル		院町筌ノ口字中一一一六	宇佐市安心	
地方目治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づさ美施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。	地方目治法(昭和2	延長	敷地の幅員	前 後 別	区間		及び路線名
1007 4年を37日)祭1004条1点(古よりすべとみず)そら世界大らな				_		_	

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

## 指摘事項

				0	た。		
ない事例が認められ	うれてい	に難じら	切果的(	など、時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められ	5 42		
到納付金を現年度滞納	した分割権が時を	の領切番の音	約者か	港湾使用料について、滞納者から領収した分割納付金を現年度滞納分に重占的に赤头」たため、禍在唐の侍権が時効にでは行うで減している。		中津土木事務所	
		れた。	認めら	を締結し、履行した事例が認められた。	44		
<b>帯があった業者と契約</b>	記載不何	札書に	7,7	庁舎清掃業務委託において、入札書に記載不備があった業者と契約		大分土木事務所	\ 1
						(土木建築部)	
	無	粘	牟	塑		監査対象機関	

## 2 注意事項

南部振興局		中部振興局	東部振興局	(総務部)	監査対象機関
再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、高速道路利用料金の加 算額の算定を誤ったことから、過大に支給している事例が認められ た。	用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず手当を支給していない事例が前年度に引き続き認められたとともに、手当額が間違っていた事例が認められた。 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	県営土地改良事業に係る分担金及び市町村負担金について、適正な変更手続きを経ることなく、大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則等に規定された期日と異なる期日に調定徴収している事例が認められた。	現金収納事務において、情報提供に係る資料等の写しの交付費用として領収した現金を、現金出納表に記載しないまま保管し、後日、払込みの際に受入れたこととして記載している事例が認められた。		監 査 結 果

切手の受払簿において、受入枚数及び払出枚数と残枚数の整合がと れていないなど、管理が不十分であることが認められた。	
清掃等業務委託において、契約書で毎日実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていないなどの事例が認められた。	病院同
	(病院局)
公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	企業局
	(企業局)
現金収納事務において、証紙売りさばき代金として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。	竹田土木事務所
公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	
用地測量委託において、諸経費を誤ったことにより積算額が過小となっている事例が認められた。	大分土木事務所
公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	别府土木事務所
港湾施設について、船舶を係留する使用者から期日を定めて使用報告を求めておらず、港湾施設使用料の調定が遅延している事例が認められた。	国東土木事務所
	(土木建築部)
公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	
庁舎等清掃業務委託において、契約書で2日に1回実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていない事例が認められた。	豊肥振興局

## 3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

大分県税事務所	别府県税事務所	北部振興局	西部振興局	豊肥振興局	南部振興局	中部振興局	東部振興局	監査対象機関
大分県税事務所   平成28年6月9日から平成28年6月10日まで、平成28年7月5日	別府県税事務所 平成28年6月10日、平成28年7月8日	平成28年5月17日から平成28年5月19日まで、平成28年6月16日	平成28年6月1日から平成28年6月3日まで、平成28年6月24日	平成28年5月11日から平成28年5月13日まで、平成28年6月9日	平成28年5月11日から平成28年5月13日まで、平成28年6月15日	平成28年6月14日から平成28年6月16日まで、平成28年7月5日	平成28年5月23日から平成28年5月25日まで、平成28年6月23日	監 査 実 施 日

		平成28年7月1日	平成28年6月7日から平成28年6月9日まで、	病院局
		平成28年6月30日	平成28年6月7日から平成28年6月9日まで、	企業局
		平成28年6月7日	平成28年4月25日から平成28年4月26日まで、	宇佐土木事務所
		平成28年5月16日	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、	中津土木事務所
		平成28年6月2日	平成28年4月25日から平成28年4月26日まで、	日田土木事務所
		平成28年6月2日	平成28年4月21日から平成28年4月22日まで、	玖珠土木事務所
		平成28年5月11日	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、	竹田土木事務所
		平成28年5月11日	平成28年4月14日から平成28年4月15日まで、平成28年5月11日	豊後大野土木事 務所
		平成28年5月12日	平成28年4月14日から平成28年4月15日まで、	佐伯土木事務所
		平成28年5月12日	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、	臼杵土木事務所
	#	平成28年5月30日、	平成28年5月26日から平成28年5月27日まで、 成28年6月30日	大分土木事務所
		平成28年6月10日	平成28年5月17日から平成28年5月18日まで、	别府土木事務所
このことは、母		平成28年6月10日	平成28年4月27日から平成28年4月28日まで、	国東土木事務所
建設業を廃止した				務所
別表に記載され		平成28年6月7日	平成28年4月27日から平成28年4月28日まで、平成28年6月7日	豊後高田土木事
四 処分の原因とな			平成28年6月14日、平成28年7月8日	中津県税事務所
建設業法第二士			平成28年6月8日、平成28年6月24日	日田県税事務所
三 処分の内容				務所
別表のとおり			平成28年6月9日、平成28年7月7日	豊後大野県税事
分に係る建設業の			平成28年6月8日、平成28年7月7日	佐伯県税事務所

に係る建設業の種類

芸設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し

処分の原因となった事実

//表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、

**欧業を廃止した旨の届出があった。** 

このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

平成二十八年九月二日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処

た。

平成二十八年九月二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

処分をした年月日

別表のとおり

建設業法

〇公

告

(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分し

別表				
商号又は名称	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る 建設業の種類	許可の取消処分 年月日
株式会社第一産栄社	大分市大字羽田字堀川1076	大分県知事許可(般 – 28)第7447号	全 部	平成28年6月29日
増田組増田美津子	宇佐市大字上高206-1	大分県知事許可(般 – 26)第11237号	同 上	平成28年6月16日
有限会社常富建設工業	由布市挾間町向原308	大分県知事許可(般-24)第266号	同 上	平成28年7月19日
横尾建設興業横尾政則	日田市高瀬本町239-13	大分県知事許可(般 – 23)第4531号	同 上	平成28年7月15日
海建築工房児玉静夫	豊後大野市三重町本城1263	大分県知事許可(般 – 25)第13512号	同 上	平成28年7月20日
有限会社今吉機設	大分市大字横瀬3104-16	大分県知事許可(般-23)第11666号	管工事業	平成28年6月15日
株式会社清電社	大分市向原西 1 - 8 - 29	大分県知事許可(特-26)第9365号	電気通信工事業	平成28年6月9日
株式会社清電社	大分市向原西 1 - 8 - 29	大分県知事許可(般 – 26)第9365号	消防施設工事業	平成28年7月14日
菱甲産業株式会社	大分市花津留 1 - 12 - 31	大分県知事許可(般・特 - 27)第5827号	管工事業 機械器具設置工事業	平成28年6月27日
別府市管工事協同組合	別府市大字別府3088-220	大分県知事許可(般 – 23)第10683号	消防施設工事業	平成28年6月30日